

愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領の一部改正の概要

1 主な改正内容

- ①「第2 基本方針」、「第3 G-MIS及び医療情報ネットの情報による更新」及び「第4 分娩の実施状況等の調査結果による更新」について、愛知医療機能情報公表システム（あいち医療情報ネット）の情報を確認から医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び医療機能情報提供制度（医療情報ネット）の情報を確認し、別表の更新を行うことに変更する。
- ②「第5 その他の更新」の（2）について、医療措置協定に基づく協定指定医療機関を追加する。
- ③「第5 その他の更新」の（3）について、精神科救急医療体制に「後方支援基幹病院」、第2次救急医療体制に「搬送協力医療機関」及び「第3次救急医療体制の医療機関」の文言を追加する。

2 改正の理由

- ①愛知県医療機能情報提供制度実施要領により、各医療機関の管理者は、都道府県知事に自らの医療機能情報を1年に1回以上報告することが義務付けられており、「あいち医療情報ネット」により、報告、公表を行っていたが、システム移行により、報告は「G-MIS」、公表は「医療情報ネット」となったため。
- ②第8次医療計画より、「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加され、「医療措置協定に基づく協定指定医療機関」が新たに規定されたため。
- ③医療計画別表に準じて追記したため。

3 施行期日

令和6年3月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。